



- I. 労働市場に対する独禁法の適用
- II. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2017年
7月号

I. 労働市場に対する独禁法の適用

執筆者: 木目田 裕

本年7月16日の日経新聞一面で「プロ人材、移籍制限歯止め」「公取委、独禁法で保護 働き方、自由度高く」と報道されていますが、この記事にも引用されている国会答弁などを根拠として、従来、公正取引委員会は、採用・転職や給与条件などの労働市場に対しては、カルテル規制などの独禁法規制は適用しないという運用をしてきました。

しかし、公正取引委員会の本年7月12日付け発表資料によれば、公正取引委員会は、就労形態を巡る環境変化を踏まえ、「人材と競争政策に関する検討会」を設置して、使用者による人材獲得競争や、従業員の引抜き防止・賃金抑制に関する協定の締結、転職・転籍や取引先の制限といった行為に関して、独禁法上の課題を検討することとしたとのことです。

そうなりますと、従来の公正取引委員会の運用は変更される可能性が高く、今後は、採用や給与条件等に係る事業者間の協定などについても、カルテルその他の独禁法違反による摘発があり得ると想定しておく必要があると思われ、このような想定の下で既存の独禁法遵守のためのコンプライアンス規程等の見直しを行う必要があると思われれます。

II. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおりとりまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えていただいております。

【2017年6月21日】

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律67号)公布

http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00142.html

2017年6月21日、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されました。改

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

正法の施行日は、一部規定を除き、本年 7 月 11 日です。同法において新設された、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画を規制する条文(いわゆるテロ等準備罪の条文)は、以下のとおりです。

【組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 6 条の 2】

- 1 項 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第 3 に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。)の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。
- 一 別表第 4 に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期 10 年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 5 年以下の懲役又は禁錮
 - 二 別表第 4 に掲げる罪のうち、長期 4 年以上 10 年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 2 年以下の懲役又は禁錮
- 2 項 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正權益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正權益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、同項と同様とする。

同罪の処罰範囲については、法務省が公表する「テロ等準備罪の処罰範囲について」(上記 URL ご参照)が詳細です。

【2017 年 6 月 21 日】

公取委、2016 年度の独占禁止法に関する相談事例集を公表

<http://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/h29/h28nendomokuji/index.html>

掲載されている主な相談事例は以下のとおりです。

- ・ 共同研究開発に関する相談事例
家電メーカーが、共同研究開発の参加者である部品メーカーに対し、成果である技術の供与及び当該技術を用いた製品の販売を第三者に行うことを一定期間制限する際、特定の競争者に対してのみ制限期間を長期とすることについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答
- ・ 共同行為・業務提携に関する相談事例
機械メーカーが、自社による機械の製造を取りやめ、競争者から OEM 供給を受けることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答
- ・ 事業者団体の活動に関する相談事例
化学製品メーカーを会員とする事業者団体が、ガイドラインを策定し、会員が化学製品の製造に係るエネルギー消費量を表示する場合には特定の算出方法を用いる旨を定めることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答
- ・ 協同組合の活動に関する事例
建築資材を製造販売する事業者から成る組合が、組合員に対し、建築資材の運搬に当たり品質保持のために設定した運搬時間の目安を超える可能性のある地域に所在する需要者への販売を禁止することについて、独占禁止法上問題となると回答

【2017 年 6 月 28 日】

公取委、液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書を公表

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170628_1.html

液化天然ガス(LNG)に関し、供給者の仕向地制限等により、国内需用者による国内外に対する LNG の再販売が妨げられることが懸念されること、政府が仕向地制限の撤廃等を働きかける方針を閣議決定したことなどを踏まえ、公取委は、独禁法又は競争政策上の問題の有無を明らかにするため、LNG の取引実態調査を実施し、調査報告書を公表しました。

同報告書においては、LNG 取引の仕向地制限、利益分配条項、Take or Pay 条項が独禁法上問題(拘束条件付取引・優越的地

位の濫用)となるおそれがあると記載されています。

【2017年6月30日】

消費者庁、景表法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要を公表

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170721_0002.pdf

【2017年6月30日】

金融庁、「監査報告書の透明化」について公表

<http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170626.html>

監査報告書における、財務諸表の適正性についての意見表明に加え、監査人が着目した会計監査上のリスク等(監査上の主要な事項、以下「KAM」といいます。)を記載する「監査報告書の透明化」について、関係者(日本経済団体連合会、日本監査役協会、日本証券アナリスト協会、日本公認会計士協会、金融庁)による意見交換の取りまとめ結果が公表されました。

「監査報告書の透明化」の導入により、KAM に関する情報が示されることが、監査報告書の情報価値を高め、会計監査についての財務諸表利用者の理解を深める意義がある、企業と財務諸表利用者の対話の充実を促すことにつながる、企業と監査人のコミュニケーションの更なる充実、ひいては監査品質向上につながることを期待される、といった意見が記載されています。他方で、「透明化」の実現のためには、いくつか実務的課題も指摘されており、関係者間で、今後、更に具体的な検討が必要である旨も指摘されております。

【2017年6月30日】

消費者庁、「平成28年度における景品表示法の運用状況及び表示等の適正化への取組」を公表

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170630_0001.pdf

【2017年6月30日】

金融庁、FinTech サポートデスクにおいて、共通して寄せられた質問事項・回答内容の概要(FAQ)を公表

<http://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20151214-2.html>

FinTech サポートデスクにおいて、共通して寄せられた質問事項及び回答内容の概要(FAQ)が公表されました。仮想通貨に関するビジネス、投資関連のロボアドバイザーサービス、電子マネーに関するビジネス、クラウドファンディングのプラットフォーム提供サービスを開始するにあたり、必要となる金融関係法令上の手続についての回答が掲載されています。

【2017年7月3日】

証券監視委、「証券取引等監視委員会における外部の労働者からの公益通報等に係る取扱規則」を公表

証券監視委の取扱規則について:

http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki_03.pdf

消費者庁の改正ガイドラインの概要について:

http://www.caa.go.jp/planning/koueki/gyosei/files/170321_guideline.pdf

証券取引等監視委員会は、2017年7月1日、「証券取引等監視委員会における外部の労働者からの公益通報等に係る取扱規則」を改正し、公表しました。

これは、消費者庁による2017年3月21日付け「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」の改訂を受けたものです。

証券取引等監視委員会の改正ガイドラインは、①通報対応状況に関する通報者へのフィードバックの強化や、通報の受付範囲の拡大、②通報に係る秘密保持及び個人情報の漏えい防止を徹底するための措置などについて規定しております。

なお、厚生労働省等の関係各省庁においても、同様に、通報に関する内部規程の改正等を行っております。

【2017年7月4日】

経産省、不動産オークションに係る宅地建物業法の取扱いを明確化～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」～

<http://www.meti.go.jp/press/2017/07/20170704008/20170704008.html>

不動産のオークションを実施するため、売主の保有する物件情報を事業者のシステムに登録し、当該事業者が、その物件情報を提携する不動産会社に提供する行為につき、①自ら宅地等の売買等の当事者となり、またはその代理をするものではないこと、②物件の調査や自ら取得した物件情報の提供、価格決定に助言を与える等の出展行為の支援や入札を促進する宣伝広告を行っていないこと、最高価格の決定により直ちに売主と買主の間で売買契約が成立するものではなく、物件の紹介を受けた宅地建物取引業者の仲介により別途売買契約を締結することなどから判断して、上記事業者が、宅地等の売買等の媒介をするものでもないことから、宅建業法2条2号の「宅地建物取引業」に該当しない旨を明確にした回答が経産省から公表されました。上記解釈は、あっせん・仲介を規制する他の業法の解釈に参考になると考えられます。

【2017年7月10日】

総務省、「サイバー攻撃(標的型攻撃)対策防御モデルの解説」を公表

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu03_02000125.html

巧妙化・複雑化し続けるサイバー攻撃(特に標的型攻撃)への対策として、官公庁・民間企業が具備することが推奨される機能群(防御モデル)の解説が公表されました。防御モデルは、人・組織対策と技術的対策から構成されており、前者ではインシデントレスポンスの計画と実行について、後者では事前対策・検知・事後対策について解説されています。

【2017年7月11日・14日】

経産省、改正外為法の施行期日を定める政令・施行のための政省令告示が公布

<http://www.meti.go.jp/press/2017/07/20170711001/20170711001.html>

<http://www.meti.go.jp/press/2017/07/20170714002/20170714002.html>

本年の通常国会において、日本企業等が保有する安全保障に関する技術や貨物(機微技術等)の海外への流出の懸念から、機微技術等について適切な管理を確保し、輸出入に係る制裁の実効性を強化するための改正外為法が成立し、施行期日が平成29年10月1日に定められました。また、2017年7月14日、改正外為法の施行のための政省令告示が公布されました。

改正外為法の概要は以下のとおりです。

- ・ 法人重科とスライド規定(価格の5倍)を選択的に使用することで、貨物の違法輸出・技術の違法取引への抑止効果を抜本的に強化
- ・ 輸出入禁止命令に対する別会社を使った制裁逃れに対応するため、別会社の担当役員等への就任等の禁止を命令できる制度を創設
- ・ 輸出許可・技術取引許可に付された条件に違反した場合における過料を罰則化
- ・ 輸出入禁止措置の違反者に対する行政制裁の期限の上限を延長
- ・ 無届けで対内直接投資等を行った外国投資家等に対し、国の安全を損なうおそれがあるものについて、株式の売却等を命令できる制度を創設

【2017年7月12日】

公取委、「人材と競争政策に関する検討会」を開催

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jul/170712.html>

就労形態を巡る環境変化を踏まえ、使用者の人材獲得競争等に関する独禁法の適用関係(適用の必要性、妥当性)を理論的に整理するため、「人材と競争政策に関する検討会」が設置されました。

検討会においては、主として、複数又は単独の使用者による引き抜きの防止、賃金の抑制に関する協定の締結、転職・転籍や取引先の制限といった競争を制限する可能性のある行為に関して、独禁法や競争政策上の課題を理論的に整理するとされています。

今後、労働市場に独禁法が適用されていく可能性があり、ウォッチが必要となるものと考えられます。

【2017年7月12日】

外務省、国際組織犯罪防止条約(TOC条約)を含む4条約の受諾書の寄託について公表

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000292.html

<http://www.moj.go.jp/content/001229391.pdf>

2017年7月11日、国際組織犯罪防止条約(以下「TOC条約」といいます。)、人身取引議定書、密入国議定書及び国連腐敗防止条約の受諾書が国連事務総長に寄託されました。これにより、2017年8月10日、日本において上記4条約の効力が発生します。

TOC条約により、国際的な組織犯罪について、外交ルートを経由せず、他の締約国が共助要請を受ける窓口として指定した「中央当局」を通じたやりとりが可能となり、より早く効率的に共助要請の結果を得ることが可能となります。また、締結国に対しては、TOC条約を根拠として逃亡犯罪人の引渡しを請求することが可能となります。これにより、締結国には、逃亡犯罪人引渡手続を迅速に行うよう努める国際法上の義務が生じることとなります。

【2017年7月14日】

消費者庁、「打消し表示に関する実態調査報告書」を公表

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170714_0002.pdf

打消し表示(事業者が、自己が販売する商品・サービスの品質等の内容や価格等の取引条件を強調した表示(強調表示)を行う場合における、当該表示があてはまらない例外、制約等の表示)の実態を調査し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択に資する観点から、景表法上の考え方を整理した調査報告書が公表されました。同報告書では、強調表示と打消し表示が矛盾する場合や、打消し表示の内容を一般消費者が正しく認識できないことにより、商品・サービスの内容や取引条件について実際のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認される場合、景表法上の問題となるおそれがあると指摘されており、注意が必要です。

【2017年7月14日】

金融庁、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの結果等を公表

<http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170714.html>

金融庁は、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの結果等を公表しました。

今回の改正は、主として、取締役等に対する業績連動型報酬の柔軟な活用を可能とするための仕組み作りとして、特定譲渡制限付株式、パフォーマンスシェア、業績連動型株式報酬の割当を行う場合に、

- ・ 売買報告書の提出制度及び短期売買利益の返還請求制度の適用除外とする
- ・ 有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とすることを内容とするものです。

これらの内閣府令は、同日付けで公布・施行されております。

【2017年7月24日】

全銀協、全銀協 TIBOR 改革の実施

http://www.jbatibor.or.jp/news/Revision_of_CoC.html

全銀協 TIBOR の信頼・透明性の維持および向上のための TIBOR 改革として、2017 年 2 月 20 日、全銀協 TIBOR 行動規範等の一部改正がなされました。これを踏まえ、2017 年 7 月 24 日付けで、全銀協 TIBOR 改革が実施されました。

全銀協 TIBOR 改革のポイントは以下のとおりです。

- ・ リファレンス・バンクによる呈示レートの算出・決定プロセスの統一・明確化による透明性の向上
- ・ リファレンス・バンクによる呈示レートの公表時間を当日午後 1 時に変更
- ・ 2 か月物テナーの廃止
- ・ 個別リファレンス・バンクの呈示レートの同時公表停止



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士
h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.takabayashi@jurists.co.jp

2013 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ
國本 英資

西村あさひ法律事務所 弁護士
e.kunimoto@jurists.co.jp

2015 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士
a.nishida@jurists.co.jp

2015 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。